

# 今後4年間の施策推進の「羅針盤」 総合計画中期基本計画を策定

市では、今後4年間のまちづくりの指針となる「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画」を策定しました。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される市の最上位計画です。

その中で基本計画とは、基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策および事業を総合的かつ体系的に明らかにするものです。計画期間は4カ年とし、前期・中期・後期に分けて策定します。

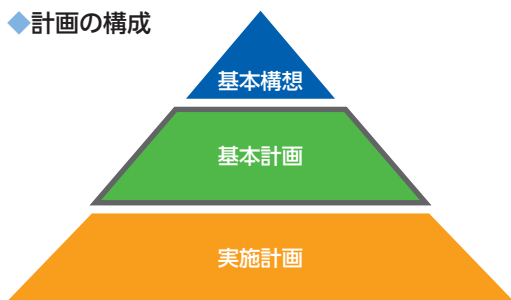
今後、市では、基本構想（計画期間：令和2年度～13年度）に掲げた本市の将来都市像である、「海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち 匝瑳市」を「匝瑳市総合計画」の実現に向けて、中期基本計画（計画期間：令和6年度～9年度）に定めた施策を推進します。

※中期基本計画（概要版）を3月末に新聞折り込みで配布しました。

問企画課企画調整班

☎73・0081

## ◆計画の構成



**基本構想：**匝瑳市の目指す将来都市像およびそれを実現するための施策の大綱を明らかにしたものの。

**基本計画：**基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策および事業を総合的かつ体系的に明らかにしたものの。

**実施計画：**基本計画に定めた施策について、具体的な事業内容と実施時期を定めたものの。

## ◆基本構想と基本計画の関係

	基本構想	基本計画
将来都市像	基本目標	施策の展開（個別の取組分野）
海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市 く匝瑳市の人々と 自然のあるふるさと	①生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる	健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、医療、地域福祉
	②活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる	農林水産業、商工業、観光、雇用・就労・消費者対策
	③自然と共生し、快適で安全なまちをつくる	自然環境・循環型社会、道路・公共交通、住環境、安心・安全
	④個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる	学校教育、生涯学習・生涯スポーツ・青少年、地域文化、男女共同参画、移住・定住・交流
	⑤市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる	コミュニティ、市民協働、行財政運営、広域行政

▼計画内容は  
こちらからご  
覧いただけます



# 脱炭素化推進のため ゼロカーボン推進課を新設

市では、「匝瑳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

脱炭素化に向けた取り組みを、より効果的・効率的に推進するため、4月から「ゼロカーボン推進課」を新設します。

「ゼロカーボン推進課」には、令和5年11月に国から選定された匝瑳市脱炭素先行地域

域計画に係る取り組みを推進する「脱炭素推進室」と、広く地球温暖化対策を行う「温暖化対策班」を設置します。

◆電話番号  
ゼロカーボン推進課：☎73・0019

◆設置場所  
市民ふれあいセンター1階

にゼロカーボン推進課が設置されます。

問総務課庶務班

☎73・0084

## 市民病院 皮膚科、眼科、泌尿器科

### 診療日、受付時間を変更

市民病院では、4月から皮膚科、眼科および泌尿器科の診療日や受付時間を変更しました。

#### ◆4月からの変更点

皮膚科…水曜日の診療を新設

眼科…午後の診療を水曜日から金曜日に変更

泌尿器科…木曜日の診療を水曜日に変更

※他の診療科の診療日と受付時間に変更はありません。

#### ◆4月以降の診療日

診療科目	診療日（受付時間）
皮膚科	火・水・金（8時30分～11時）
眼科	月・水・金（8時30分～11時）
	金（13時30分～16時）
泌尿器科	火・水（8時30分～11時30分）

問市民病院 ☎72-1525



計画期間は令和6年度～9年度

# 第5次匠瑳市行政改革大綱を策定

市では、新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営を図るため、令和6年度～9年度の4年間における行政改革の考え方や取り組み内容をまとめ「第5次匠瑳市行政改革大綱」を策定しました。

## ◆行政改革大綱策定の必要性

これまでも第1次～第4次の行政改革大綱を策定し、行政改革を推進することにより、行政運営において一定の成果を上げてきました。一方、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展、市民ニーズの高度化・多様化など、社会環境の変化に伴う新たな行政課題も生じています。

行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、増加する新たな行政課題や市民ニーズに対応するためには、行政サービスの水準を将来的にも維持しながら、さらなる行政改革を進める必要があります。

## ◆行政改革の推進項目

① 持続可能な財政基盤の確立  
第3次財政健全化計画の推進、ふるさと納税などの推進、クラウドファンディングによる財源確保など 計19項目

## ② 市の役割の再構築

市民協働指針などによる協働の推進、指定管理者制度などによる民間活力の活用など 計6項目

## ③ 組織機構などの見直し

効率的な組織機構の見直し、DX※の推進による業務の効率化など 計6項目

## ④ 定員および給与の適正化・人材育成の推進

第5次匠瑳市定員適正化計画の策定および推進、会計年度任用職員の活用など 計9項目

※デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。

行政改革大綱の詳細はこちらから



問 総務課庶務班

☎ 73・0084

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### 受給には申請が必要です

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に児童扶養手当を、一定の障がいのある子どもを育てる人に特別児童扶養手当を支給しています。受給には、父または母、もしくは養育者からの申請が必要です。なお、既に申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

#### ◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を監護する父または母、もしくは養育者に支給する手当で、児童が18歳に達した年度末まで支給されます（一定の障がいがある場合は20歳に達するまで）。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度の障がいがある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚の母の児童

#### ◆特別児童扶養手当

心身に一定の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは養育者に支給する手当です。手当は、児童が20歳に達するまで支給されます。

※両手当とも、児童福祉施設に入所している場合など、一定の事由に該当する場合は支給されません。また、所得により、支給が制限または停止されることがあります。

申問 福祉課 ☎ 73-0096

## ＼つどいの広場の利用時間を延長／

### 4月から17時まで開設します

つどいの広場は、乳幼児とその保護者が交流を図り、子育て情報を交換し合う場として、これまで多くの皆さんに利用されています。今回、利用者の皆さんの声を反映し、さらに多くの皆さんに利用していただけるように、利用時間を1時間延長しました。



つどいの広場では、「子育てアドバイザー」が常駐し、皆さんと一緒に遊んだり、子育て相談なども受け付けています。お気軽にご利用ください。

#### ◆4月からの利用時間

9時～12時、13時～17時

問 福祉課子育て支援班 ☎ 73-0096

## 今泉浜津波避難タワー 使用を一時中止します

劣化度調査の結果、さびの進行により手すり部分などが危険な状態であることが判明したため、今泉浜津波避難タワーの使用を一時中止します。

現在、タワーの改築を検討しています。

中止期間…4月1日(月)～改築完了時

中止期間中の避難方法…津波による避難指示発令時は、野栄総合支所の屋上に避難してください(建物東側の外階段から屋上へ上がることができます)。

問 総務課消防防災班 ☎ 73-0084